

税務相談室

旅費交通費

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 患者の往診に使用するため、ハイヤー会社の車を月極めで借り上げていますが、この費用は必要経費となりますか。
また、自家用車を購入して使用した場合はどうですか。
2. 使用人の出張については旅費規程を定めて交通費や日当などの旅費を支給していますが、院長である私が出張した場合にこの旅費規程にしたがって旅費を受領した場合は必要経費になりますか。
3. 個人で内科・小児科医院を営んでいますが、医学会に参加したときの費用や、医師会主催の研修会に出席するための費用は必要経費になりますか。

回答

1. 事業の遂行上必要な範囲のものに限り必要経費となる

医者が患者を往診する場合、診察および治療の収入のほか、患者宅を訪問するというサービスに対する収入があるので、この往診に要する費用も医業の所得計算上の必要経費ということになります。

したがって、ご質問のハイヤーの借上料や自家用車の費用は経費になりますが、例えば、これらの自動車は家族旅行など家事にも使用される場合には、その費用が全部必要経費になりません。なお、事業用に使用されるとは、必ずしも往診の場合とは限りません。その他事業上の取引先へのお出張や学会への出席などに使用する場合も含まれます。

ところで、自動車が事業用と事業以外用に共用する場合、すなわち家事関連費に該当する場合は、自動車の費用のうち事業上の部分として明らかに区分できるものが必要経費となります。

なお、この区分は一般には、事業用と家事用のそれぞれの走行距離数や乗車時間数または使用燃料数量など自動車の使用割合を示す指標を基に按分計算により行うこととなります。また、自家用車の場合

の費用は、自動車税などの租税公課、保険料、燃料代、修理費、車検費用、減価償却費などに分かれます。

2. 院長が他に支払う費用が必要経費となる

使用人に対する旅費を旅費規程に基づいて支払った場合、その支給額がすべての使用人を通じて適正なバランスが保たれた基準で計算されており、また、他の一般の同業者の支給額と比較して相当と認められるときは、事業主が使用人の出張内容を個別に検討することが事実上困難なことを考慮して、使用人にとってその支給を受けた旅費は課税されないことに取り扱われています。

ところで、使用人に支給する旅費は、その使用人の所得の計算上給与所得として課税される場合であっても、または非課税とされる場合であっても、いずれも従業員の給与という性格は変わりがなく、事業主の所得の計算上は必要経費に算入されます。

しかし、個人事業主が旅費規程に基づいて病院から旅費の支払いを受けても、この段階では個人事業主にとっては本来の支払いつまり旅費としての債務が確定したわけではありませんから、事業の収支帳簿には仮払金等として経理し、事業主の出張が実際に行われて、運賃、宿泊費等を支払った後に先の仮払いを精算することになります。

したがって、事業主の場合は、業務上の旅行について実際に支払った旅費の実費が事業所得計算上の必要経費に算入されることとなりますので、従業員同様に、旅費規程による旅費額がそのまま必要経費になるわけではありません。

3. 事業遂行上必要な範囲の費用は必要経費となる

医師の場合、学会や研修会などに参加する例は多いですが、これらに要する費用は、学会への参加等が医業を行っていく上で必要なことであれば医業の所得計算上の必要経費となります。医師にとって、診療上の新しい知識・技術を習得することは、事業遂行上必要なものと認められますので、学会や研修会の参加費用は、研究研修費として必要経費に該当します。

なお、研究研修費には、学会参加のための旅費のほか、動物・飼料などの研究材料費、研究・研修のために招へいた講師に対する謝金、研究・研修用の図書費、印刷代、消耗品代、研修会費などの研究雑費があります。また、旅費には切符代のほか宿泊料も含まれます。

ところで、学会参加に際して支出する費用であっても、学会に出席するに併せて観光をしたり、知人を訪問したりした場合などは、これらの個人的な理由で支出した費用は必要経費にはなりませんので、支出した費用を事業遂行上必要な部分と家事費の部分とに区分する必要があります。